

岩手県監査委員告示第23号

監査結果の公表（平成28年岩手県監査委員告示第39号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成29年5月2日

岩手県監査委員 高橋 元
岩手県監査委員 嵯峨 壱朗
岩手県監査委員 吉田 政司
岩手県監査委員 工藤 洋子

1 監査対象機関名 県北広域振興局農政部

2 監査実施日

(1) 予備監査実施日 平成28年5月11日及び同月12日

(2) 本監査実施日 平成28年7月21日

3 監査結果の公表の日 平成28年9月6日

4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
不用物品売払代金の調定に当たり、歳入科目を誤っているものが1件、15,021,504円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	歳入科目を誤っていたもの1件、15,021,504円について、平成28年5月12日に正しい科目への更正を完了した。 今後は、収入に係る事務処理について、庶務担当主査を経由することでチェック体制を強化するとともに、所属内で会計事務に係る研修を実施し、職員の知識を向上させることで、再発防止に努めることとした。